

画像資産利用(掲載)規約

(承諾の範囲)

- 1 画像の利用は、承諾書に記載された利用者、利用画像、制作物等に限定します。

出版物の増刷は、再度利用を申し込む必要はありませんが、改訂により内容・構成などが少しでも変わる場合や、形態の変更(電子書籍化など)は、再度の申込みが必要です。番組の場合、最初の放送から1年以内の再放送は再度利用を申し込む必要はありませんが、1年後以降に再放送する場合は再度の申込みが必要となります。また、番組で内容・構成などが少しでも変わる場合および放送形態が変更する場合(地上波放送からオンデマンド放送へ、など)も再度の申込みが必要です。

(回数算出)

- 2 印刷物への掲載は、同一画像を複数回利用する(全体とは別にトリミングして部分利用するなど)場合は、複数回と数えます。インターネット配信(オンデマンド放送、WEB公開など)は、年単位で1回の利用と数えます。

(貸出画像の返却)

- 3 画像の貸出期間は、承諾日から1箇月間です。貸し出したCD-R等は、期間内にご返却ください。

(画像の管理)

- 4 画像データおよび中間生成物は、他に利用されることのないよう厳重に管理し、利用終了後速やかに消去または廃棄をしてください。

(無断複製の防止)

- 5 制作物に無断複製を禁止する旨を明記するか、または複製防止のための方策を講じてください。

(所蔵者の表示)

- 6 彦根城博物館所蔵資料の画像を掲載する場合は、「彦根城博物館蔵」の旨を明示し、他の所蔵者の所蔵資料の画像を掲載する場合は、所蔵者の指示に従って所蔵者名を表示してください。

(料金支払)

- 7 画像利用料および実費は、請求書に基づき、期日までに入金してください。振込手数料は、申込者が負担してください。請求書発行後の変更・取消しは、できません。ご都合により利用されなかった場合でも、料金支払義務は、生じます。

(成果物の送付)

- 8 本利用により制作した成果物1部を「彦根城博物館画像利用係」宛てに送付してください。

(利用制限)

- 9 違法な目的、公序良俗に反する目的および被写体の品位を損なう目的には利用できません。

(画像改変の事前確認)

- 10 色の変更、縦横比率の変更その他画像の改変について、被写体のイメージを傷つける加工はできません。改変しての利用を予定している場合は、事前に利用態様を確認した上で承諾することとします。切り抜きや重ねる処理については、事前確認は不要です。

(目的外利用の禁止)

- 11 承諾内容の範囲を超えて利用した場合または本規約に違反する行為があった場合は、利用承諾を取り消します。なお、当該承諾の変更、取消または停止を行った場合は、博物館はこれによって生じる損害についての賠償の責めは負いません。